鳥取市商業振興補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市商業振興補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、商店街団体等(別表第１に定めるものをいう。)が、商業の健全な発展基礎を確保するために行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって本市の商業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象事業等）

第３条　本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、商店街団体等及び経費並びに補助率及び限度額は、別表第２に定めるところによる。

（補助金の算定）

第４条　本補助金の額は、別表第２補助対象経費の欄に定める経費（消費税及び地方消費税は除く。）の額に同表補助率の欄に定める率を乗じて算定し、同表限度額の欄に定める額を上限とする。

（承認を要しない変更）

第５条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額

（２）本補助金の２割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第６条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第７条　規則第１２条に定める実績報告は、補助対象事業の完了の日から１４日を経過する日までに行わなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成１３年５月２３日から施行し、平成１３年度の補助金から適用する。

２　鳥取市にぎわいのある商店街づくり事業補助金交付要綱（平成７年７月７日制定）は廃止する。

３　鳥取市商店街等活性化イベント事業補助金交付要綱(平成９年６月１０日制定)は廃止する。

４　鳥取市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱（平成１２年５月１８日制定）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成１４年５月３１日から施行し、平成１４年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１４年９月３０日から施行し、平成１４年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年５月１０日から施行し、平成１６年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年５月２７日から施行し、平成１７年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月４日から施行し、平成１９年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年５月２８日から施行し、平成１９年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月２７日から施行し、平成１９年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行し、平成２０年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月２３日から施行し、平成２１年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１２日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年６月７日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１３日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

商店街団体等	要　　件
商店街振興組合	商店街振興組合法(昭和３７年法律第１４１号)に基づき組織された団体
商店街振興組合連合会	商店街振興組合の連合組織
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和２４年法律第１８１号)に基づき組織された団体で、商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる者
任意の商店会	商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる任意の商店会
商業者のグループ	商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる、５名以上の商業者グループ
中心市街地活性化協議会	中心市街地の活性化に関する法律(平成１８年法律第５４号)第１５条第１項に基づき組織された者
まちづくり会社	地域振興等のために設立された公共性の高い会社
ＮＰＯ	特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人で、商店街振興組合、商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる者
市長が特に必要と認める者	商店街活性化及びまちづくりに関与できる者のうち、商店街振興組合、商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる者

別表第２（第３条、第４条関係）

補助対象事業		補助対象事業内容	補助の対象となる 商店街団体等 （事業実施主体）	補助対象経費	補助率	限度額
１ 商店街にぎわい形成促進事業	(1) 活動支援 事業	①　地域の文化、人材、資源を活かした商店街づくりを行うソフト事業 ②　販売促進活動、異業種交流、新商品開発、勉強会、調査事業など商業振興に関するソフト事業	商業者のグループ 商店街振興組合 事業協同組合 まちづくり会社 任意の商店会 中心市街地活性化協議会 ＮＰＯ	当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑役務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他市長が特に必要と認める経費	２／３	60万円
	(2) 環境整備事業	来街者の利便性の向上や安全安心のまちづくり、環境への負荷軽減を図るなど、商店街振興組合等が取り組む公共性の高い環境整備事業	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 任意の商店会 まちづくり会社	新たな整備をする場合、当該事業に要する経費	１／２	40万円
２ 中心市街地活性化推進事業	(1) 調査・設計 事業	鳥取市が定めた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業であり、その事業実施に必要となる調査、設計書等を作成するもの	商店街振興組合 事業協同組合 任意の商店会 商工会議所 まちづくり会社 中心市街地活性化協議会 ＮＰＯ	当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、消耗品費、委託費、印刷製本費、その他市長が特に必要と認める経費	２／３	200万円
	(2) ビジョン策定 ・実行事業	商店街の持続的な発展を目的として、新型コロナウイルス感染症への対応を盛り込んだ中長期的なビジョンを策定・実行する事業	商店街振興組合	当該事業に要する謝金、旅費、その他外部人材の招聘に要すると認められる経費	４／５	60万円